

第三十九回国参議院商工委員会會議録第三号

昭和三十六年十月十七日(火曜日) 午後二時十一分開会

出席者は左の通り。

委員長 山本 米治君

理事 川上 為治君 椿 繁夫君 牛田 寛君

委員

赤間 文三君 上原 正吉君 大泉 寛三君 古池 信三君 小林 英三君 鈴木 万平君 阿具根 登君 近藤 信一君 中田 吉雄君 加藤 正人君 佐藤 榮作君

國務大臣

通商産業大臣 内閣官房内閣審議室長兼内閣総理大臣官房審議室長

江守堅太郎君

通商産業 大川 光三君

政務次官 今井 善衛君

通商産業省 通商局長 島田 喜仁君

通商産業省 重工業局長 樋詰 誠明君

説明員

内閣総理大臣 西 謙一君 官房参事官

通商産業省重工業局長 安岡 孝君 事務局側 常任委員 小田橋貞寿君 会専門員

本日の會議に付した案件

○理事の辞任及び補欠互選の件

○電気用品取締法案(内閣提出)

○自転車競技法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○小型自動車競走法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○輸出入取引法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○委員長(山本米治君) これより商工委員会を開会いたします。

○委員長(山本米治君) それでは、まず理事の辞任に關しお諮りいたします。

○委員長(山本米治君) 御異議ないとお認めいただけます。

○委員長(山本米治君) 御異議ないとお認めいただけます。

○委員長(山本米治君) 御異議ないとお認めいただけます。

○委員長(山本米治君) 御異議ないとお認めいただけます。

○委員長(山本米治君) 御異議ないとお認めいただけます。

○委員長(山本米治君) 御異議ないとお認めいただけます。

○委員長(山本米治君) 御異議ないとお認めいただけます。

○委員長(山本米治君) 御異議ないとお認めいただけます。

○委員長(山本米治君) 御異議ないとお認めいただけます。

○委員長(山本米治君) 御異議ないとお認めいただけます。

○委員長(山本米治君) 御異議ないとお認めいただけます。

○委員長(山本米治君) 御異議ないとお認めいただけます。

○委員長(山本米治君) 御異議ないとお認めいただけます。

○委員長(山本米治君) 御異議ないとお認めいただけます。

○委員長(山本米治君) 御異議ないとお認めいただけます。

○委員長(山本米治君) 御異議ないとお認めいただけます。

○委員長(山本米治君) 御異議ないとお認めいただけます。

○委員長(山本米治君) 御異議ないとお認めいただけます。

○委員長(山本米治君) 御異議ないとお認めいただけます。

○委員長(山本米治君) 御異議ないとお認めいただけます。

つきましては、直ちに補欠を互選いたしたいと存じますが、先例により成規の手続を省略し、その指名を委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

○委員長(山本米治君) 御異議ないとお認めいただけます。

○委員長(山本米治君) 御異議ないとお認めいただけます。

○委員長(山本米治君) 御異議ないとお認めいただけます。

○委員長(山本米治君) 御異議ないとお認めいただけます。

○委員長(山本米治君) 御異議ないとお認めいただけます。

○委員長(山本米治君) 御異議ないとお認めいただけます。

○委員長(山本米治君) 御異議ないとお認めいただけます。

○委員長(山本米治君) 御異議ないとお認めいただけます。

○委員長(山本米治君) 御異議ないとお認めいただけます。

○委員長(山本米治君) 御異議ないとお認めいただけます。

○委員長(山本米治君) 御異議ないとお認めいただけます。

○委員長(山本米治君) 御異議ないとお認めいただけます。

○委員長(山本米治君) 御異議ないとお認めいただけます。

○委員長(山本米治君) 御異議ないとお認めいただけます。

○委員長(山本米治君) 御異議ないとお認めいただけます。

○委員長(山本米治君) 御異議ないとお認めいただけます。

○委員長(山本米治君) 御異議ないとお認めいただけます。

○委員長(山本米治君) 御異議ないとお認めいただけます。

○委員長(山本米治君) 御異議ないとお認めいただけます。

○委員長(山本米治君) 御異議ないとお認めいただけます。

○委員長(山本米治君) 御異議ないとお認めいただけます。

○委員長(山本米治君) 御異議ないとお認めいただけます。

○委員長(山本米治君) 御異議ないとお認めいただけます。

○委員長(山本米治君) 御異議ないとお認めいただけます。

○委員長(山本米治君) 御異議ないとお認めいただけます。

○委員長(山本米治君) 御異議ないとお認めいただけます。

○委員長(山本米治君) 御異議ないとお認めいただけます。

○委員長(山本米治君) 御異議ないとお認めいただけます。

用、取扱いの不適正による災害については、国民の電気知識の向上にまつところが大きいのでありますが、電力会社による需用施設の定期検査を強化する等の方法を通じて、極力その防止に努めつつある次第であります。

ところで、電気用品の品質または安全度については、昭和十年以来、旧電気事業法に基づく旧電気用品取締規則により、製造免許および型式承認を主体とする取り締まりが行なわれておりますが、この制度は発足後すでに相当の年月を経過し、近年における家庭電気用品の急速な普及状況に即応して災害防止の目的を十分に達成することは、困難な実情となつて参りました。

このような情勢にかんがみ、粗悪な電気用品による火災、感電事故等の危険を防止して一般家庭等における電気用品の安全を期するためには、この際電気用品取締制度の全面的な改善合理化をはかる必要があると考えられます。

これが、この法律案を提案するに至つた理由であります。

次に、この法律案の概要を申し上げます。

第一に、この法律案による規制の対象となる電気用品の範囲は、主として一般家庭において使用される電線、配線器具、電熱器、小型機器等であり

第二に、電気用品の製造に関する規制をいたしましては、製造事業者の登録制を実施するとともに、電気用品の型式について一定の試験を行ない、その

試験に合格したもののみの製造を認める型式認可の制度をとることとしております。

これは、実質的にはほとんど現行の取締体制を踏襲するものであります。

製造事業者の義務を明確化する等規定全般の整備をはかつております。

なお、電気用品の輸入事業者に対しても、型式認可の制度を適用することにより、製造事業者に準じた規制を行なうこととしております。

第三に、一般消費者が安心して電気用品を購入使用できるようにするためには、製造および輸入の規制のほか、販売の段階におきましても、不良な電気用品の流通を阻止する必要があります。

第四に、電気用品の製造の急激な増大に伴い型式認可の申請件数もいじり

認可のために必要な試験の業務を円滑に処理するため、従来の国の試験機関のほか、一定の基準に適合する民間の試験機関を指定してこの試験を行なわせる道を開くこととしております。

以上が、この法律案の提案理由およびその主要な内容であります。

何とぞ慎重御審議の上御賛同あらんことを切望する次第であります。

ただいま議題となりました自転車競技法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案につきまして提案の理由

を述べさせていただきます。

○委員長(山本米治君) 御異議ないとお認めいただけます。

○委員長(山本米治君) 御異議ないとお認めいただけます。

○委員長(山本米治君) 御異議ないとお認めいただけます。

○委員長(山本米治君) 御異議ないとお認めいただけます。

○委員長(山本米治君) 御異議ないとお認めいただけます。

○委員長(山本米治君) 御異議ないとお認めいただけます。

○委員長(山本米治君) 御異議ないとお認めいただけます。

○委員長(山本米治君) 御異議ないとお認めいただけます。

○委員長(山本米治君) 御異議ないとお認めいただけます。

○委員長(山本米治君) 御異議ないとお認めいただけます。

○委員長(山本米治君) 御異議ないとお認めいただけます。

を御説明申し上げます。

本案は、自転車等機械関係事業の振興をはかるため、日本自転車振興会が、競輪施行者から売上金の一部の交付を受けてこれらの事業を行なうという現行の制度を、差し当たりさらに一年間存続させることを内容とするものであります。

現行の制度は、昭和三十二年の第二十六国会において成立した改正法律に基づいて定められたものであります。

この際、この資金の交付及び支出の方法に関する制度については、今後さらに検討を加える必要があるという見地から、施行の日から三年を経過する日以後においては、別に法律で定めるところによることとされていたのであります。この制度は、昭和三十五年の第三十五国会において、さらに一カ年延長されましたが、これは、競輪等公営競技全般につきまして根本的に検討を加えるために、公営競技調査会が設置されることとなり、自転車等機械関係事業の振興に関する制度もその一環として検討することになったためであります。

ところで、公営競技調査会は、当初の予定よりおくれ、昭和三十五年末の第三十七国会において設置が決まりましたため、本年七月二十五日にその答申の提出がありました。答申に基づいて競輪制度全般についての改正法律案の作成にはなお日時を要し、目下次の通常国会に提案すべく鋭意検討中でありまして、今国会に根本的改正案を提出することは、困難であります。

したがいまして、この際は、差し当たり現行制度をさらに一年間だけ延長いたす法律案を提出いたしまして、御

審議いただくことにいたしました次第であります。

何とぞ慎重に御審議のうえすみやかに御賛成下さいますようお願いいたします。

ただいま議題となりました小型自動車競走法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案につきまして提案の理由を御説明申し上げます。

本案は、さきに提案いたしました小型自動車競走法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案と同様に、小型自動車等機械関係事業の振興に関する制度を差し当たりさらに一年間存続させることを内容とするものであります。

本案につきましても、自転車競走法の場合と同様に、公営競技調査会の答申に基づく小型自動車競走の制度全般についての改正法律案を、目下次の通常国会に提案すべく検討中でありまして、この際は、とりあえず現行の制度をさらに一年間だけ延長いたす法律案を提出いたしまして、御審議いただくことにいたしました次第でございます。

何とぞ慎重に御審議の上すみやかに御賛成下さいますようお願いいたします。

輸出入取引法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由を御説明いたします。

現行輸出入取引法は、昭和二十七年九月、輸出入取引法として施行され、その後昭和二十八年八月、輸出入取引法に改正され、さらにその後二回の改正を経て今日に至っております。その間輸出入取引法は、輸出入取引法における秩序の確立についての基本法として、多大の役割をはたして参つてきたので

あります。

しかしながら、最近における本法の運用状況にかんがみますと、一部重要な点につきまして改正の必要がでて参りましたので、この改正案を提案した次第であります。

次に改正の主要点につきまして御説明いたします。

第一は、輸出入調整に関する輸出入業者および輸入業者の協定の規定の新設であります。従来低開港諸国との貿易においては外貨資金割当制度によってある程度割高な物資の買付けを行なつて、わが国の商品の輸出を容易にしてきた例が少なくないのであります。貿易の自由化の進展に伴い政府においてかかる措置をとることは次第に不可能となりつつあります。今後は貿易業者間の自主的な話し合いによりこれら低開港諸国との貿易の維持拡大をはかることが必要でありますので、輸出入の調整に関する輸出入業者および輸入業者の協定に関する規定を設けることといたしました。

第二は、貿易連合の制度の創設であります。中小の貿易商社が連合して、貿易取引を行なうというものは、貿易取引の秩序の確立という観点からも、また、中小貿易商社の健全な発展のためにも必要であります。現行法令における諸制度をもつては所期の目的を達成することが困難と考えられますので、今回連合して貿易取引を行なう貿易業者の団体に、貿易連合という名のもとに新たに法人格を賦与し、その助長をはかることとし、所要の規定を設けることといたしました。

右のほか、今回の改正案におきましては、輸入組合の設立を容易にするこ

と、輸出組合、輸入組合等の事業内容を明確にし、非出資組合を非課税法人にすること等若干の改正を行なうこととしております。

なお、本改正案は、前国会に提出いたしました改正案につきまして、衆議院商工委員会の御審議の経過にかんがみ、輸出貨物の国内取引に関する生産業者等の協定に対する政府規制の規定および輸入貨物の国内取引における購入に関する事項についての需要者等の協定の規定の二規定に関連する部分を削除したものであります。

何とぞ慎重に御審議の上、すみやかに御賛同あらんことをお願いいたします。

○委員長(山本米治君) ただいま説明を聴取しました四法案のうち、電気用品取締法案及び輸出入取引法の一部を改正する法律案は、審議の都合により後日に譲ることといたします。

次に、自転車競走法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案、小型自動車競走法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案、以上二案を便宜一括して議題といたします。

これより質疑に入りますが、両案はいずれも衆議院において修正されておりますので、この際、右の衆議院の修正点について、便宜政府委員から説明を聴取することといたします。

○政府委員(島田喜仁君) 委員長の御指名がございましたので、便宜私から衆議院で修正されました点につきまして御説明を申し上げます。

ただいま政府提案の両法案でございますが、自転車等機械関係事業の振興に関する現行制度を、本年十月一日以降は別に法律で定めるといふことに

なっておりますので、さらに一年延長をいたしまして明年九月末まで現行制度を存続せしめようとする場合には、今国会の会期が九月の下旬になりましたので、九月末までに両案の審議を終了することができない。政府原案のものが、両案が成立をいたしますといふと、一日から両案の施行前日までの間は、機械関係等事業振興制度に関しては空白期間ができますので、この事態に対処するため、空白期間についても現行制度を適用せしめようとする意味から、衆議院におきまして、ただいま申し上げましたような趣旨で、長谷川委員から修正案の提案がございました。ただいまこの法案は、公布の日から施行するといふほかに、十月一日から適用されるということがつけ加わったわけでございます。

簡単にござりますが、御説明申し上げます。

○委員長(山本米治君) ちょっと速記をとめて。

○委員長(山本米治君) 速記を始めて。

それでは、これより質疑に入ります。質疑のある方は順次御発言願います。

○中田吉雄君 この自転車競走法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案のただいまの大臣の提案理由の説明では、公営競技調査会の答申に基づいて、競輪制度の全般的な改正をやること、そして次の通常国会に提案すべく鋭意検討中だということになっているのですが、存続してやると、こういうことなんでしょうか、その関係をちょっと……

○政府委員(江守堅太郎君) 調査会におきましていろいろ御審議を願いました結果、七月の二十五日に御答申をいただきましたが、その御答申は、現行の競輪競馬その他の制度につきまして、これは存続をしていくと、もとより世の中でいろいろ御批判がありまして、そのような弊害がたくさんあることも十分御認識になったのでありますが、同時に、それらの競技が、今のわが国で果たしておりますところのいろいろの役割などもお考えになりまして、弊害は、これは極力少なくすることに努めて、そしてこれを存続するという御答申をいただきました。それに基づきまして、関係各省で法律を改正する準備をいたしまして、次の国会に提出するということを考えております。

○中田吉雄君 内閣総理大臣の公営競技調査会に諮問されたものの答申をみますと、その理由として、関連産業の助成、社会福祉事業、地方団体の財政維持等が一つの大きな柱になっております。あとは大衆の娯楽として、この果たしている役割が大きいという点と、この関連産業に従事する人の失業問題というふうなことで、弊害を是正して存続すると、こういうことになっていくのですが、一番大きな問題は、やはり関連産業の助成、社会福祉事業、地方公共団体の財政維持というふうなことが財政的には大きな問題になっていると思うのですが、政府の答弁でも、五千億も自然増収があるのです、私も若干地方財政については関係してはいますが、なかなか、かなりの地方財政の建て直りを示して、私はそういう意味はあまりないのじゃないかと思うのです。ただ、大衆娯楽として、人間の

持つ射幸心といいますが、そういうものとして置かぬと、やはり陰の賭博行が起るかどうかということにしばられると思うのですが、その辺はどう評価されたのですか。

○政府委員(江守堅太郎君) 調査会で委員の方々の御意見を承っております私の印象では、今お話しのごいましており、やはり大衆娯楽として果たしている役割が非常に大きい。これをなくしてしまうことは、あるいはやさしいかもしれませんが、そのかわりに何を大衆娯楽として与えるかという点などを考えますと、やはりこれは存続したほうがよろしいということに、非常に重点を置いてお考えになったというふうな御意見を承っております。それとあわせて、先ほど申しました地方財政とか、あるいは関連産業の振興などにも役立っている面も少なくないというところをごいまして、やはり非常に重要な点で、今最初に申されました点にあつたと私も何ってしております。

○中田吉雄君 私はここにあげられて三つ四つの財政的な理由というものは、これが起きた当初とはかなり違つておると思うのです。ただ、私としても判断のつかぬ点は、大衆娯楽という、人間の持つ射幸性といいますが、そういうものからして、これをなくすることによって、かえつて内向して悪いことになるかどうかという、こういう評価がもう少し私には、この答申を見たのでは、むしろ私は各関連産業の助成、社会福祉事業、いろいろそういうことでできた諸団体といいますが、あつてもちよつと質問しますが、そういうものがなくなつては困るというふうなことが、むしろこの大衆娯楽として

の云々ということを強調することによつて、というようなことにならぬかと思うのですが、その点はどうか。私ははたしてこういうものがなくなれば、この答申にあるように、もっと好ましくない形の、より大きい弊害が起るかどうかという、その辺はやはり単なる感でなしに、いろいろもつと納得させるような何かあつてしかなければ、どうですか。

○政府委員(江守堅太郎君) 関係団体の御意見は、十分調査会の審議の過程でも承りました。でございますが、調査会の委員の方々は、主として学識経験者の方で、こういった競輪競馬その他の、公営競技と申しておりますが、こういった競技には利害関係のない、非常に第三者として公正な御意見を御持ちの方々のお集まりをいただいたわけでございます。したがつて、調査会の審議の過程で、いろいろの立場からのお話がございますけれども、関係団体の利益を守るために、この公営競輪競馬その他を存続するのだというふうな議論はもとよりございません。

先ほど申しましたような大衆娯楽の点、それから先ほどの私の申し上げ方は少し足りなかつたかと思つて、関連産業あるいは地方財政に寄与しております点なども、まあ財政総額から申しますれば、あるいは小さいかもしれませんが、個々の地方団体あるいは個々の関係の産業にとりましては、今もつて相当の自分たちの仕事に役立つ金額である、そういうことも果たしておるからという意味で存続の御答申が出たと思つております。

○中田吉雄君 これをまあ余談ですが、昭和三十三年に委員長なんかと一緒に欧米に行った際にも、なるほどイギリス等にもそういうレースもありまして、必ずしも人間の持つあいつ射幸性といいますが、私も全面的に否定するものじゃないのですが、これはやはりもう少し法律的な問題として次の通常国会に取り組まれる際には考へていただきたいと思つております。きょうは近藤委員がおいでになりましたからやめますが、ただここで問題になっておりますことについて、日本自転車振興会ですね、この金を使うこの機構と通産省の関係も少しはつきりしてもらいたいと思つておりますが、この自転車競技法の第十二条にありますね、そして監査の規定、まあ監事が監査するといふような規定がありますが、この構成については会長一名、副会長一名、理事八名以内及び監事二名ということと、この会の運営費といふことが、そういう経費、私もかなりいろいろ外郭団体の責任者をやつたことがありますが、この監事が二名だけではないかどうか、そういう問題について少し説明していただきたいと思つております。

○説明員(安岡孝君) 便宜かわつて私から御説明いたします。法律にも書いてございますように、日本自転車振興会と申しますのは、自転車競技法に基づきまして作られた特殊法人でございます。通産省大臣の監督を受けて事務を行つております。その中の重要な事務の一つが、先ほどお話しもありましたように、いわゆる振興費、競輪及び小型自動車競走から上りまして交付金を受け入れまして、これを自転車等機械関係の振興事業に支出するという事務をやつておるわけでございます。全体の日本の自転車振興会の組織を概略申しますと、会長がおりまして、これは御承知のとおり高石真五郎先生、その下に副会長がおります。これは新井茂氏でございます。その下に理事が八名おりますが、このうち五名が常勤でございます。そのほか非常勤の理事が三名、監事が定員二名のところ現在一名でございます。全体の人員は百十数名というところでございまして、自転車競技関係の運営に当たります人間はそのうち概略百名でございます。振興費を取り扱つておりますいわゆるこれは機械工業振興費と申しておりますが、これは担当理事のもとに十数名の人員で仕事をやつておる、かような状況になつております。

○中田吉雄君 もう少し監査機構の問題を話して下さい。それと通産大臣の監督のもとにあるそれとの関係なんかを少し話して下さい。

○説明員(安岡孝君) 監事がこれは通例に従ひまして、会の監査をいたします。これは自転車競走関係及び振興費関係全般に對しまして監査をいたしております。通産省の監督機構といつたしましては、重工業局に車両課というものがございまして、ここで競輪の監督というものは、この振興費関係の事務のうち自転車向けに付きます振興費の事務を担当してございまして、そのほか一般機械関係につきましては、重工業局にございまして重工業課、こちらで担当する、かような格好になつております。

○中田吉雄君 これは監事だけにまかせて——通産大臣のほうの監督にある、もとにあるわけでしょうが、その関係はどうですか。

○説明員(安岡孝君) ちょっと御質問の意味がわかりかねるのでございませぬが……

○中田吉雄君 この日本自転車振興会は監事が二名おつて、それが会計監査をしておるわけでしょう。それについてはもう通産大臣は何らの関係も無いのか、監督のもとにあるわけですか。

○説明員(安岡孝君) 通産大臣の監督を受ける特殊法人のごときでございます。会計が終わりまして後にございましては、監事の監査を受けまして、それを通産省に報告いたします。これは定期的なことでございまして、そのほかに具体的に事務を執行いたしまする場合には随時通産省に連絡をいたしまして、その指示を受けてやるというふうな形が現にございます。

○中田吉雄君 近藤委員がこられましたので、私の質問はもうやめますが、会の運営費、経費はここにありますが、どこに幾ら出したというふうな大きな費目ですか、たかさんの人員がおられてどういうふうになっているか、実は私も特殊法人の会長をやったことがある、県会議長をやったことがあるので、そうして困からくる補助金の千分の幾つかを天引きして数百万持っておるわけですか。そうして関係の部下が実際はその監事になって、予算編成期になると実際はその関係の部の出張旅費その他が出たときに、そのほとんど県会議長にこまかいことで口出すものではないということではなかなかあ

なくて……そういうことではないと思いますが、もう少しこの振興会の財政経理を知るに足るような資料をひとつ出していただきたい。私は農林省なんかはずいぶん知っています、もうたいへんな伏魔殿で、通産省は正確でそういうことではないと思いますが、やはりそういうことをこんな資料だけではどうなっておるかかわからない。ひとつそういう点をはっきりしてもらいたいと思つておるのです。

○政府委員(島田喜仁君) ちょっと質問させていただきます。ただいま中田先生の御質問は、自転車振興会の運営に関する経費のことをおっしゃっておるのか、あるいはむしろ金額としては非常に多いのでございまして、自転車等機械産業向けに配分をいたしますおるの、でございますか。

○中田吉雄君 両方です。○政府委員(島田喜仁君) それではもう一つつけ加えさせていただきますが、自転車振興会は資金が二つに分かれておりまして、一つは今車両課長から申し上げました百二十名余りの、要するに振興会を運営していくための経費でございますが、そのほかに本法案を御審議願っております各施行者である地方自治体から交付されます振興費は特別会計になっておりまして、その特別会計として運用をし処理をいたして参るわけでございます。その振興費につきましましては、毎事業年度の初めに事業計画並びに収支予算を含めまして通産大臣の認可を受けることになっております。で、もし通産大臣が認可をいたします場合には、通産大臣とい

たしましては、この自転車等機械関係事業振興資金協議会というのがございまして、そこに諮問をいたして初めて認可できることになっております。それからなお、法律に基づきまして業務方法書というものを作っておりますので、それを簡単に申し上げますと、支出の対象であります事業の選定基準であるとか、あるいは補助金の交付の仕方、あるいは実施等につきまして業務方法書ができておりまして、それに基ついてやることになっております。で、なお、振興費関係につきまして、先ほど説明員から説明を申し上げましたように、機械工業振興部という独立の部がございまして、そうしてただいまの業務方法書の規定に基づき、なお、支出の場合の指導及び調査要領というものを作っております。それに基づいて支出をしておりますが、その際に定期的な指導及び調査を、相手の、支出先に対してすることにもなり、通産省におきまして指導及び調査をいたしておるわけでございます。ですから振興費関係につきましてはただいまのような幾つもの要するに監督監査を経ながら振興費の配分をいたしております。

業振興資金協議会というのがございまして、そこに諮問をいたして初めて認可できることになっております。それからなお、法律に基づきまして業務方法書というものを作っておりますので、それを簡単に申し上げますと、支出の対象であります事業の選定基準であるとか、あるいは補助金の交付の仕方、あるいは実施等につきまして業務方法書ができておりまして、それに基ついてやることになっております。

で、なお、振興費関係につきまして、先ほど説明員から説明を申し上げましたように、機械工業振興部という独立の部がございまして、そうしてただいまの業務方法書の規定に基づき、なお、支出の場合の指導及び調査要領というものを作っております。それに基づいて支出をしておりますが、その際に定期的な指導及び調査を、相手の、支出先に対してすることにもなり、通産省におきまして指導及び調査をいたしておるわけでございます。ですから振興費関係につきましてはただいまのような幾つもの要するに監督監査を経ながら振興費の配分をいたしております。

なお、御要望によりまして資料は提出したいと思つております。○中田吉雄君 私、農林省のことを少し知っておるのでお伺いするのですが、たとえば食糧庁等には、穀物検定協会とかあるいは保管協会とか、なかなか関係すれば妙味があるのです。それがまた、たとえばビール社の検査等とからんだり、ビール会社といろいろ連絡があったり、なかなかこれは伏魔殿のようなことで、そういうことのない皆さんの前で言うのは恐縮ですが、

なかなかそういうことがあるのでもう少し……たとえば消防協会等もあるのです。なかなかこれは、私地方行政のときにだいたいやったのですが、いろいろ外郭団体あるいは法に基づくそういうことがありまして、すっきりしたガラス張りやってもいい。何もあんな毛頭聞いているいせんが、一つそれを判断するに足る若干の資料を提出していただきたい。

○近藤信一君 本法の改正案については、しばしば本委員会でも問題になっておる法律案でございまして、特に審議会の答申案にもあるように、一部に弊害があるというところは審議会として認めておられるわけなんです。そして昨年の審議会ではこれを廃止するかどうかというところは三年後にさらに検討しよう、という結論が出て答申されておるわけなんです。その審議会の構成はどちらかというと、これは関係する側の委員が多いわけなんです。自転車競技の方に関係する委員が多いわけなんです。そこで出される結論はもう言わずもがな、わかっている。私は思うのですが、その審議会ですら一部の弊害というところは認めておるわけなんです。それが三年後でなければ廃止の問題について考えられないというところは私は非常におかしいと思つたのだが、まあおかしと思つても昨年の審議会では一応そういう結論が出て答申されておるわけですね。それで審議会のそういう結論を出された後に、いわゆる競争を廃止した地区というものはどれだけありますか。

○政府委員(島田喜仁君) 札幌と兵庫と神戸の三カ所でございます。

○近藤信一君 その後、審議会の委員には異動はございせんか。

○政府委員(島田喜仁君) 委員の任期が九月で切れましたので、実は委員はその後ないことになっております。またあらためて委員を任命するというようなことをいたしてございせん。委員は九月をもって今までの委員は在職期間が切れております。

○近藤信一君 それから今年の七月に公営競技調査会の答申も出ております。この調査会の答申を一応私見しましたけれども、つまりこの内容についてもう少し具体的に説明をしていただけませんか。

○政府委員(江守堅太郎君) 具体的に御説明を申し上げますことは、答申の記の1、2、3、4以下個条書きをしてございまして、これについてもう少し詳しく説明をしようと思つてございませぬ。

○近藤信一君 そうです。

○政府委員(江守堅太郎君) それでは1以下私どもの西参事官から申し上げます。

○説明員(西謙一君) 答申は前文におきまして基本方針というものをきめて

○説明員(西謙一君) 答申は前文におきまして基本方針というものをきめて

おりまして、これはまあ弊害をできるだけ少なくするように現行制度を改正して存続しようというものが書いてあります。どのように弊害を改めるかということがこの記に書いてございまして、いろいろ技術的な問題がござい

ます施行者につきましては、都道府県単位または競技場単位に一部事務組合を結成することが望ましいということ。それからなお、競技場を所有してない施行者については、主務大臣が関係各省と協議して交代させる制度を採用するという事。それから二といたしまして、実際の運営を行なっているものにつきましては、中央における指導が地方における実施にはつきり現われるように、組織及び運営について可及的すみやかに改革を加えるというところが二点。それから入場料は若干の値上げを行なう、これが三点。四点は射幸心の過熱を避けるように投票方法の改正をし。それは内容として、連勝式はこれを制限するというようなこととでございまして、それからワクの作り方なんかについても改正をし。こういうような投票方法についての改正が、四番目でございます。そして五番目は場外売りにつきましては、現在のものは増加しないで、設備及び窓口等の改善を行なえというのが五番目でございます。それから六番目といたしましては、公営競技の収益の使途に關してでございますが、売り上げ金の一部を関連産業の振興に充当しているのは現在どおり認める。しかしそのほかに福祉事業、医療事業、スポーツ、文教関係等にもなるべく多く充当するように

しろ。しかもそれは法律にはつきり書けていないことと、それから地方団体に於いて非常に公営競技の収益に財政が依存しているのは好ましくないもので、国及び地方団体は、できるだけこのような事態をなくすように努力し。これが収益の使途に關する第六点でございます。それから第七点としましては、競技場数、それから開催回数、それから開催時間、レース数等については、現在の制限より増加してはいけない。それから開催日は土曜及び日曜日及び国の定める休日にやるように、それを原則にしろということ。これが七点でございます。それから八番目にしておりますのは、競技場の環境を整備するために、場内の管理権を強化して、ノミ屋とか予想屋といったものの取り締まりを嚴重にしろということとでござい

ます。それから第九番目は、不正、いわゆる八百長を防止するために、選手等関係者の養成訓練等について、技術的に必要な改正を行ないたいというところとでございまして、それから十番目には公営競技関係者の雇用関係、あるいは労働関係その他の契約関係を、もう少し近代的にしなさいということが第十番目でございます。それから十一番目には、公営競技について過度の宣伝を行なわないように自粛しなさい、これが十一番目です。それから十二番目は、法律の規定が非常にこまか過ぎるので、できる限り政令に委任するようにして、法律の簡素化をはかられたい。それから十三番目には、現在公営競技が、各種の公営競技がございまして、所管省が違っておりまして、等の理由で、かなりバランスを失っている点がございまして、これを是正するよう

に努力しろということ。この十三点につきまして、技術的な答申を示しております。そしてそのあとで日本中央競馬会につきましては、その經理が円滑にできるように、もう一度検討しろ、ということをして「附記」として載せているわけでございまして、以上根本方針と、それに基きまして、弊害を改正するための具体的、技術的な答申が出されてあるわけでござい

ます。○近藤信一君 いろいろと今御説明がなされましたようですが、特に自粛をせよという通達が、通産省から出たはずなんです。その後どのように自粛して行なわれているか。たとえば土、日、この答申案の中に休日を中心としてということになっているが、現在行なわれているのは、土、日、休日だけ行なっているかどうか、この点、御説明願います。

○説明員(安岡孝君) 便宜私から御説明いたします。競輪におきまして自粛は、いろいろな形で行なわれておりますが、一つは密集地域におきまして競輪の開催日数の問題でございます。法律によりますと、一カ月一開催で、六日ということになっておりますところ、密集地域におきましては、そのうち半分につきましては、六日を四日に自粛するという形で行なっております。これが自粛の第一点であります。

それともう一つは、昨年の七月以降、法律によりますれば一日十二レースできるということになっておりますところを、十レースに自粛して現在やっております。それから先ほど近藤先生からお話の

を限定するようという問題でございますが、御承知のとおり、閣議決定によりまして、各公営競技に共通いたしまして、土曜、日曜及び国の定める休日原則として、それを開催日に当てるという形で行なっております。○近藤信一君 さらに場外車券売場というのですか、この制度があるの、今この施設、この競輪場というものは、前にも新聞に出ておいて、いろいろと悪いことをやっていると、いろいろと悪い場外車券売場というのですか、この答申案にもあるように、現在のものからふやしてはいけない、こうなされているの、実際に今場外売場というのはどれくらいあるのですか。

○説明員(安岡孝君) 先生の言われま

すのは、この公営競技調査会の表現に

關連してであらうと思ひますが、調査会

で問題にされましたのは、競馬の場外

馬券売場が特に問題とされまして、非

常に乱雑である。あるいは交通を阻害

する。きたないといったような点が、

特に問題になったようでございます。御承知のことでありまして、これも先生御承知のことでありまして、指図いたしております。現在でございます。全国の数を言いますと、二十二ございます。ただし密集地域あるいは売り上げの多い地域におきましては、すべて現在に廃止されておりました。遠隔の地であって、売り上げがきわめて少ないというところのみ認められていたというのが現状でございます。

○近藤信一君 昨年も名古屋の新聞にも出ておいて、たとえば全然関係のないのに、何か札をキャパレーなんかにか

回してそうしてやっております。暴露された事実もあるわけなんです。やはり場外売場という制度があるから、そういうふうなことも無用されるわけなんです。いろいろとこの答申案を作られるにあたっては、弊害の面についていろいろ調査をされたかと思ひますが、この点いかがですか。どのような調査をされたか。

○政府委員(江守堅太郎君) 各省からそれぞれその競技の実情の御説明を伺いました。それから警察関係、あるいは消防関係の取り締まりのほうの観点からもお話を承りました。その間いろいろおちろの方々から見られたところの弊害がこういうものであるという話を承りました。

○榊原夫君 ちよつと速記とめて。○委員長(山本米治君) 速記とめて。(速記中止)

○委員長(山本米治君) 速記をとめて。本日これにて散会いたします。午後三時十三分散会

十月五日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。一、石炭鉱業安定法案(衆)

石炭鉱業安定法案  
石炭鉱業安定法

目次  
第一章 総則(第一条—第三条)  
第二章 石炭鉱業安定計画(第四条—第七条)  
第三章 未開発炭田の開発(第八条—第十五条)  
第四章 石炭鉱業開発株式会社

第五節 炭坑補償事業団  
 第一章 総則(第八十四條・第八十五條)

第二章 役員及び職員(第五十六條・第六十六條)

第三章 業務(第六十七條・第六十八條)

第四章 財務及び會計(第六十九條・第八十條)

第五章 監督(第八十一條・第八十二條)

第六章 補則(第八十三條)

第七章 炭坑補償事業団  
 第一章 総則(第八十四條・第八十五條)

第二章 役員及び職員(第五十六條・第六十六條)

第三章 業務(第六十七條・第六十八條)

第四章 財務及び會計(第六十九條・第八十條)

第五章 監督(第八十一條・第八十二條)

第六章 補則(第八十三條)

第七章 炭坑補償事業団  
 第一章 総則(第八十四條・第八十五條)

第二章 役員及び職員(第五十六條・第六十六條)

第三章 業務(第六十七條・第六十八條)

第四章 財務及び會計(第六十九條・第八十條)

第五章 監督(第八十一條・第八十二條)

第六章 補則(第八十三條)

第七章 炭坑補償事業団  
 第一章 総則(第八十四條・第八十五條)

第一条 この法律は、石炭鉱業の基幹産業としての重要性にかんがみ、石炭鉱業の継続的安定の実現を期するには、石炭の生産の近代化を推進するとともに流通機構を整備してその価格の低下を図り、その需要を拡大することが最も緊要であると認めて、これらを実現するための諸措置を実施することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律で「鉱業権」、「採掘権」又は「租鉱権」とは、石炭を目的とする鉱業権、採掘権又は租鉱権をい、「採掘権者」とは、「租鉱権者」とは、石炭を目的とする鉱業権、採掘権又は租鉱権を有する者をい、「租鉱区」又は「租鉱区」とは、石炭を目的とする鉱業権又は租鉱権の鉱区又は租鉱区をいう。

(行為の効力の承継)

第三条 この法律の規定によつてした処分及び租鉱権者、租鉱権者又は関係人がこの法律の規定によつてした手続その他の行為は、これらの者の承継人に対しても、その効力を有する。

2 この法律の規定によつてした処分及び採掘権者がこの法律の規定によつてした手続その他の行為は、租鉱権の設定又は租鉱区の増加があつたときは、租鉱権の範囲内において、租鉱権者に対しても、その効力を有する。

3 この法律の規定によつてした処分及び租鉱権者がこの法律の規定によつてした手続その他の行為は、租鉱権の消滅又は租鉱区の減

少があつたときは、採掘権の範囲内において採掘権者に対しても、その効力を有する。ただし、採掘権の消滅による租鉱権の消滅の場合、この限りでない。

第二章 石炭鉱業安定計画

(石炭鉱業安定基本計画)

第四条 通商産業大臣は、五年ごとに、石炭鉱業安定基本計画(以下「基本計画」といふ)を定めなければならない。

2 基本計画に定める事項は、次のとおりとする。

一 当該基本計画の最終年度における石炭の生産数量の目標

二 当該基本計画の最終年度における石炭の生産能力、生産費その他石炭鉱業の近代化の目標

三 未開発炭田の開発に関する事項

四 工事の種類、費用の額その他石炭鉱業の近代化のため実施すべき工事に関する事項

五 石炭鉱業の近代化のため実施すべき工事に必要な採掘権又は鉱区の整理統合に関する事項

六 石炭供給の安定に関する事項

七 石炭鉱業における雇用の安定に関する事項

八 その他石炭鉱業の安定に関する重要事項

3 前項第一号の石炭の生産数量の目標を定めるに当たつては、同項第二号の諸目標を達成すべき生産数量を附記するものとする。

4 通商産業大臣は、第一項の規定により基本計画を定めるときは、遅滞なく、これを告示しなければならない。

ならない。

5 通商産業大臣は、基本計画を定めるに際し、第二項第七号に規定する事項については、労働大臣と協議しなければならない。

(石炭鉱業安定実施計画)

第五条 通商産業大臣は、毎年、石炭鉱業安定会議の意見を聞いて、基本計画の実施を図るため必要な石炭鉱業安定実施計画(以下「実施計画」といふ)を定めなければならない。

2 前条第三項から第五項までの規定は、前項の場合に準用する。

(計画の変更)

第六条 通商産業大臣は、石炭の生産条件その他経済事情の著しい変動のため特に必要があるときは、石炭鉱業安定会議の意見を聞いて、基本計画又は実施計画を変更しなければならない。

2 第四條第三項から第五項までの規定は、前項の場合に準用する。

(資金の確保)

第七条 政府は、実施計画に定める石炭鉱業の安定のために必要な資金の確保に努めるものとする。

第三章 未開発炭田の開発

(地域の指定)

第八条 通商産業大臣は、石炭の鉱床の状態、地質の状態その他の自然条件及び立地条件に関する調査の結果に基づき、石炭鉱業安定会議の意見を聞いて、石炭資源の開発が十分に行なわれない地域であつて、石炭鉱業の安定のためにはその開発を急速かつ計画的に行なう必要があると認められる地域を指定することができる。

2 前項の規定による指定は、告示により行なう。

(土地の立入り)

第九条 通商産業大臣は、前条第一項に規定する調査のため必要があるときは、その職員に他人の土地に立ち入らせることができる。

2 前項の規定により他人の土地に立ち入る職員は、あらかじめ、土地の占有者に通知しなければならない。ただし、宅地又はかき、さく等で囲まれた土地に立ち入る場合を除き、あらかじめ通知することが困難であるときは、この限りでない。

3 日出前及び日没後においては、土地の占有者の承諾があつた場合を除き、宅地又はかき、さく等で囲まれた土地に立ち入つてはならない。

4 第一項の規定により他人の土地に立ち入る職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

5 国は、第一項の規定による立入りによつて損失を生じたときは、損失を受けた者に対し、これを補償しなければならない。

第十条 土地の占有者は、正当な理由がなければ、前条第一項の規定による立入りを拒み、又は妨げてはならない。

(植物の伐採)

第十一条 第九條第一項の規定により他人の土地に立ち入る職員は、調査のためやむを得ない必要があつて障害となる植物を伐採しようとする場合において、その障害となる植物が山林、原野その他これ

らに類する土地にあつて、その伐採についてあらかじめ所有者の承諾を得ることが困難であり、かつ、植物の現状を著しく損傷しないときは、その承諾を得ないで伐採することができ、この場合において、遅滞なく、その旨を所有者に通知しなければならない。

## 2 第九條第五項の規定は、前項の場合に準用する。

(開発計画)

第十二條 通商産業大臣は、第八條第一項の規定による指定をしたときは、遅滞なく、石炭鉱業安定会議の意見を聞いて、基本計画に従いその指定した地域(以下「指定地域」という)の石炭資源の開発に関する計画を定めなければならない。

2 前項に規定する石炭資源の開発に関する計画(以下「開発計画」という)に定める事項は、次のとおりとする。

一 石炭資源の開発を行なうことにより達成すべき石炭の生産数量、生産率及び生産費に関する目標

二 工事の種類、費用の額その他石炭資源の開発のため実施すべき工事に關する事項

三 その他石炭資源の開発に関する重要事項

3 第六條第一項の規定は、開発計画に準用する。

4 第四條第四項の規定は、第一項及び前項の場合に準用する。

(採掘権の譲渡等の勧告)

第十三條 通商産業大臣は、指定地域内の採掘権区がさくそうする地

域の鉱床について石炭鉱業開発株式会社が一元的に開発を行なうのでなければ開発計画で定めるところに従つて急速かつ計画的な開発を行なうことができないと認めるときは、当該採掘権区に對し、採掘権の譲渡について石炭鉱業開発株式会社と協議すべきことを勧告することができる。

## 2 鉱業法(昭和二十五年法律第二百八十九号)第九十條から第九十五條第一項まで及び第九十七條から第九十九條までの規定は、前項の場合に準用する。

この場合において、同法第九十二條中「変更」とあるのは「移転」と、同法第九十三條中「採掘権の変更の内容」とあるのは「採掘権の譲渡の時期」と、同法同條及び第九十五條第一項中「鉱区相互の間の鉱区の増減」とあるのは「採掘権の譲渡」と読み替へるものとする。

3 前項において準用する鉱業法第九十五條第一項の規定により協議がとつたものとみなされた場合において、石炭鉱業開発株式会社が対価の全部の支払又は供託をしたときは、通商産業局長はその採掘権の移転の登録をし、かつ、その旨を当事者に通知しなければならない。

4 通商産業大臣は、第二項において準用する鉱業法第九十三條の規定をしようとするときは、採掘権の対価並びに対価の支払の時期及び方法について、石炭鉱業安定会議の意見を聞かなければならない。

(事業計画)

第十四條 第十二條第四項において準用する第四條第四項の規定により開発計画が告示されたときは、当該指定地域内の採掘権区の採掘権者は、その告示の日から三月以内に、開発計画に準拠して当該採掘権区における石炭資源の開発に関する事業計画を定め、通商産業大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

第十四條 第十二條第四項において準用する第四條第四項の規定により開発計画が告示されたときは、当該指定地域内の採掘権区の採掘権者は、その告示の日から三月以内に、開発計画に準拠して当該採掘権区における石炭資源の開発に関する事業計画を定め、通商産業大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

## 2 前項の事業計画には、次の事項を定めなければならない。

一 工事の種類、費用の額その他石炭資源の開発のため実施すべき工事に關する事項

二 前号の工事が完了した場合における石炭の生産数量、生産率及び生産費の見込

三 その他通商産業省令で定める事項

第十五條 通商産業大臣は、開発計画の円滑な実施を図るため必要があると認めるときは、採掘権者に對し、前條第一項の事業計画を変更すべきことを指示することができる。

第四章 石炭鉱業開発株式会社

(会社の目的)

第十六條 石炭鉱業開発株式会社は、未開発炭田を急速かつ計画的に開発することを目的とする株式会社とする。

(株式)

第十七條 石炭鉱業開発株式会社(以下「会社」という)の株式は、額面株式とする。

2 政府は、常時、会社の発行済株式

式の總数の二分の一以上に当たる株式を保有していなければならない。

## 3 会社は、新株を発行しようとするときは、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

(商号の使用制限)

第十八條 会社以外の者は、その商号中に石炭鉱業開発株式会社という文字を使用してはならない。

(取締役及び監査役の人數)

第十九條 会社の取締役は、七人以上、監査役は、二人以内とする。

(取締役及び監査役の選任等の決議)

第二十條 会社の取締役、代表取締役及び監査役の選任、選定及び解任の決議は、通商産業大臣の認可を受けなければならない。その効力を生じない。

(取締役の兼職制限)

第二十一條 会社の取締役は、他の報酬のある職務又は營業に従事してはならない。ただし、通商産業大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

(事業の範圍)

第二十二條 会社は、その目的を達成するため、次の事業を営むものとする。

一 石炭の探鉱

二 石炭の掘採

三 石炭販売公団に対する石炭の売渡し

四 前各号に掲げるもののほか、会社の目的を達成するために必要な事業

2 会社は、前項第四号に掲げる事業を営もうとするときは、通商産

業大臣の認可を受けなければならない。

## (事業計画等)

第二十三條 会社は、毎營業年度の開始前に、その營業年度の事業計画、資金計画及び收支予算を定め、通商産業大臣の認可を受けなければならない。これらを変更しようとするときも、同様とする。

(重要な財産の譲渡等)

第二十四條 会社は、通商産業省令で定める重要な財産(鉱業権を除く)を譲渡し、担保に供し、又は有償で取得しようとするときは、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

(鉱業権の譲渡等)

第二十五條 会社は、鉱業権を譲渡し、又は譲り受けようとするときは、その譲渡又は譲受けの相手方、対価の額並びに対価の支払の時期及び方法について、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

2 前項の認可については、第十三條第四項の規定を準用する。この場合において同項中「採掘権」とあるのは、「鉱業権」と読み替へるものとする。

3 会社は、鉱業権を放棄し、又は採掘権に抵当権を設定しようとするときは、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

(社債の募集及び資金の借入れ)

第二十六條 会社は、社債を募集し、又は弁済期限が一年をこえる資金を借入れようとするときは、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

(社債発行限度の特例)

第二十七條 会社は、商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百九十七條の規定による制限をこえて社債を募集することができる。ただし、資本及び準備金の総額の二倍をこえてはならない。

(一般担保)

第二十八條 会社の社債権者は、会社の財産について他の債権者に先だつて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

2 前項の先取特権の順位は、民法（明治二十九年法律第八十九号）の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

(定款の変更等)

第二十九條 会社の定款の変更、利益金の処分、合併及び解散の決議は、通商産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(財産目録等の提出)

第三十條 会社は、毎營業年度経過後三月以内に、その營業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びに營業報告書を通商産業大臣に提出しなければならない。

(監督)

第三十一條 会社は、通商産業大臣がこの法律で定めるところに従い監督する。

2 通商産業大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、会社に対し、業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(大蔵大臣との協議)

第三十二條 通商産業大臣は、第七條第三項、第二十三條から第二

十六條まで又は第二十九條（会社の定款の変更の決議に係るもの）については、会社が発行する株式の総数を変更するものに限る）の認可をしようとするときは、大蔵大臣と協議しなければならない。

(報告及び検査)

第三十三條 通商産業大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、会社からその業務若しくは經理の状況に関する報告を徴し、又はその職員に、会社の營業所、事務所その他の事業場に立ち入り、業務若しくは經理の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第一項の立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第五章 採掘権及び鉱区の整理統合

第三十四條 通商産業大臣は、採掘鉱区がさくそうする地域の鉱床に相互の間の鉱区の増減を行なうのでなければ実施計画で定めるところに従つて急速かつ計画的な開発を行なうことができなると認めるときは、当該採掘鉱区の採掘権者に対し、採掘権の譲渡又は採掘鉱区相互の間の増減の出願について協議すべきことを勧告することができる。

(開設の工事の許可)

第三十五條 採掘権者又は租鉱権者は、坑口（石炭の掘採のために使用する坑口であつて、通商産業省令で定める構造のもの）をいう。以下同じ。の開設（引き続き六月以上使用しなかつた坑口を使用することを含む。以下同じ）の工事をしようとするときは、通商産業大臣の許可を受けなければならない。ただし、鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十号）第二十五条第一項の規定による鉱山保安監督部長の命令に基づいて坑口の開設

の工事をしようとするときは、この限りでない。

2 鉱業法第八十九條第三項から第九十九條までの規定は、前項の場合に準用する。この場合において、同法第九十三條中「採掘権の変更の内容」とあるのは「採掘権の譲渡の場合にあつては、その譲渡の時期、採掘鉱区相互の間の鉱区の増減の場合にあつては、採掘権の変更の内容」と、同法同条、第九十五條第一項及び第九十六條第二項中「鉱区相互の間の鉱区の増減」とあるのは「採掘権の譲渡又は鉱区相互の間の鉱区の増減」と読み替へるものとする。

3 第十三條第三項の規定は、前項において準用する鉱業法第九十五条第一項の規定により協議がとつたものとみなされた場合に、第十三條第四項の規定は、前項において準用する鉱業法第九十三条の規定に準用する。この場合において、第十三條第三項中「石炭鉱業開発株式会社」とあるのは「対価を支払うべき者」と読み替へるものとする。

第三十六條 通商産業大臣は、前条の許可の申請があつた場合において、その申請に係る坑口を使用し、石炭を掘採しようとする鉱区又は租鉱区の石炭の鉱量、品位その他の自然条件及びその鉱区又は租鉱区の立地条件上その坑口を使用して掘採する石炭の生産能力が基本計画に定める石炭鉱業の近代化の目標たる生産能力をこえることとなると認めるときでなければ、許可をしてはならない。ただし、通商産業省令で定める種類の坑口であつて、現に存する石炭坑における石炭の生産条件を著しく改善することとなるものであるときは、この限りでない。

(許可の基準等)

第三十七條 通商産業大臣は、採掘権者又は租鉱権者が第三十五条の許可を受けないう坑口の開設の工事をしたとき、又は不正な手段により同条の許可を受けたときは、通商産業省令で定める方法によりその坑口を閉鎖すべきことを命じ、又はその坑口を石炭の掘採のために使用すべき鉱区若しくは租鉱区の採掘権若しくは租鉱権を取

り消すことができる。

2 鉱業法第四十條の規定は、前項の規定による取消しに準用する。

(鉱業法の適用除外)

第三十八條 鉱業法第六十二条及び第八十六条の規定は、租鉱権者及び租鉱権者については、適用しない。ただし、第八條第一項の規定による指定があつた地域内の採掘鉱区の採掘権者については、この限りでない。

2 第八條第一項の規定による指定の際現にその指定された地域内において事業に着手していない採掘権者についての鉱業法第六十二条第一項の適用に関しては、同項中「鉱業権の設定又は移転の登録があつた日」とあるのは、「石炭鉱業安定法第八條第一項の規定による指定があつた日」とし、第八條第一項の規定による指定の際現にその指定された地域内において事業を休止している採掘権者についての鉱業法第六十二条第三項の適用に関しては、同項中「引き続き」とあるのは、「石炭鉱業安定法第八條第一項の規定による指定の日から引き続き」とする。

第六章 需給の安定

(需給計画)

第三十九條 通商産業大臣は、毎年、石炭鉱業安定會議の意見を聞いて、実施計画に基づき、石炭の需給計画を定めなければならない。

2 第四條第三項及び第四項の規定は、前項の場合に準用する。

(生産数量等の指示)

第四十條 通商産業大臣は、前条の

需給計画を実施するため、鉱業権者又は租鉱権者に対し、石炭の数量及び品位を定めて、その生産の限度について必要な指示をするものとする。

(需要増加のための措置)

第四十一条 政府は、石炭の需要を増加させるため、火力発電、都市ガス、石炭化学等の事業施設の設置又は拡張に対し、資金の確保その他適切な措置を採るものとする。

(石炭販売公団の一手買取等)

第四十二条 鉱業権者又は租鉱権者が第四十条の指示に従つて掘採した石炭は、石炭販売公団がこれらの者から買い取らなければならぬ。

2 鉱業権者又は租鉱権者は、その掘採した石炭を石炭販売公団以外の者に売り渡してはならない。

3 石炭販売公団でない者は、鉱業権者又は租鉱権者がその掘採した石炭を石炭販売公団に売り渡す場合並びに次条及び第四十四条の規定による場合を除き、石炭を業として販売してはならない。

4 石炭販売公団でない者は、外国において掘採された石炭を輸入してはならない。ただし、国内において使用しないものについては、この限りでない。

(販売業務の代行)

第四十三条 石炭販売公団は、鉱業権者又は租鉱権者をして、その掘採した石炭につき、品位、価格、数量及び販売先を指定して、その販売の業務の一部を代行させることができる。

2 石炭販売公団は、外国において掘採された石炭の輸入の業務又は国内において掘採された石炭の輸出の業務の全部又は一部をその指定する者をして代行させることができる。

(指定販売業者)

第四十四条 石炭販売公団は、石炭の小口需要については、通商産業省令で定めるところにより、その指定する者にその販売をさせるものとする。

(買取価格等の決定)

第四十五条 通商産業大臣は、毎年、通商産業省令で定めるところにより、石炭鉱業安定会議の意見を聞いて、国内において掘採された石炭につき、その品位に応じて石炭販売公団の買取価格及び販売価格を定めなければならない。石炭販売公団が輸入した石炭の販売価格についても、同様とする。

2 前項の価格は、石炭の生産費を基準とし、石炭の輸入価格、石炭以外の燃料の価格その他の経済事情を参しやくして定めるものとする。

3 通商産業大臣は、第一項の規定により石炭の買取価格及び販売価格を定めたときは、遅滞なく、これを告示しなければならない。

(買取価格等の変更)

第四十六条 通商産業大臣は、石炭の生産費又は経済事情の著しい変動のため特に必要があるときは、石炭鉱業安定会議の意見を聞いて、前条第一項の規定により定められた石炭の買取価格又は販売価格を変更しなければならない。

2 前条第三項の規定は、前項の場合に準用する。

(価格調整金)

第四十七条 通商産業大臣は、第四十五条の規定により定められた石炭の買取価格をもつてしては、第四十条の規定による指示に従い生産した石炭の生産費を償ふことができないうる鉱業権者又は租鉱権者に対し、当該石炭の生産費と石炭販売公団の石炭の買取価格との差額のうち、予算の範囲内において、毎年通商産業省令で定める額に当該石炭の買取数量を乗じて得た額に相当する金額を、価格調整金として石炭販売公団を交付させることができる。

2 通商産業大臣は、前項の通商産業省令を定めようとするときは、石炭鉱業安定会議の意見を聞かなければならない。

第七章 石炭販売公団

第一節 総則

第四十八条 石炭販売公団は、通商産業大臣の定める石炭の需給計画に基づいて、石炭の買入れ及び販売の事業を行なうことを目的とする。

(法人格)

第四十九条 石炭販売公団(以下「公団」という。)は、法人とする。

(事務所)

第五十条 公団は、主たる事務所を東京都に置く。

(資本金)

第五十一条 公団の資本金は、百億円とし、政府がその全額を出資するものとする。

第五十二条 公団は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

(登記)

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

(名称の使用制限)

第五十三条 公団でない者は、石炭販売公団という名称又はこれに類似する名称を用いてはならない。

(解散)

第五十四条 公団の解散に関する事項は、別に法律で定める。

(民法の準用)

第五十五条 民法第四十四条及び第五十条の規定は、公団に準用する。

第二節 役員及び職員

(役員)

第五十六条 公団に、役員として、総裁一人、理事五人以内及び監事二人以内を置く。

(役員職務及び権限)

第五十七条 総裁は、公団を代表し、その業務を総理する。

(役員職務)

2 理事は、総裁の定めるところにより、総裁を補佐して公団の業務を掌理し、総裁に事故があるときはその職務を代理し、総裁が欠員のときはその職務を行なう。

(監事)

3 監事は、公団の業務を監査する。

(役員任命)

第五十八条 総裁及び監事は、通商産業大臣が任命する。

2 理事は、総裁が通商産業大臣の認可を受けて任命する。

(役員任期)

第五十九条 役員任期は、三年とする。ただし、補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

(役員欠格事項)

第六十条 次の各号の一に該当する者は、役員となることができない。

- 一 国務大臣、国会議員、政府職員(人事院が指定する非常勤の者を除く)、地方公共団体の議会の議員又は地方公共団体の長若しくは常勤の職員
- 二 政党の役員
- 三 物品の製造若しくは販売若しくは工事の請負を業とする者であつて公団と取引上密接な利害関係を有するもの又はこれらの者が法人であるときはその役員(いかなる名称によるかを問はず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。)
- 四 前号に掲げる事業者の団体の役員(いかなる名称によるかを問はず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。)

(役員解任)

第六十一条 通商産業大臣又は総裁は、それぞれその任命に係る役員が前条各号の一に該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。

(役員任命)

2 通商産業大臣又は総裁は、それぞれその任命に係る役員が次の各号の一に該当するとき、その他の役員

員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。

一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。  
二 職務上の義務違反があると

3 総裁は、前項の規定によりその任命に係る役員を解任しようとするときは、あらかじめ、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

(役員兼職禁止)

第六十二条 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。

(代表権の制限)

第六十三条 公団と総裁との利益が相反する事項については、総裁は、代表権を有しない。この場合には、監事が公団を代表する。

(代理人の選任)

第六十四条 総裁は、理事又は公団の職員のうちから、その業務の一部に關し、一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

(職員任命)

第六十五条 公団の職員は、総裁が任命する。

(役員及び職員の公務員たる地位)  
第六十六条 役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務の従事する職員とみなす。

第三節 業務

(業務の範囲)

第六十七条 公団は、第四十八条の

目的を達成するため次の業務を行なう。  
一 石炭の買入れ及びその販売(輸出入を含む。)

二 小口需要に対する販売業者の指定  
三 価格調整金の交付  
四 炭鉱補償事業団に対する納付金の納付  
五 前各号に掲げる業務に附帯する業務

(業務方法書)

第六十八条 公団は、業務開始の際、業務方法書を作成し、通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、通商産業省令で定める。

第四節 財務及び会計

(事業年度)

第六十九条 公団の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。  
(予算等の認可)  
第七十条 公団は、毎事業年度、予算、事業計画及び資金計画を作成し、事業年度開始前に、通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(決算)  
第七十一条 公団は、毎事業年度の決算を翌年度の七月三十一日まで

に完結しなければならない。  
(財務諸表)  
第七十二条 公団は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下この条において「財務諸表」という。)を作成し、決算

完結後二月以内に通商産業大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 公団は、前項の規定により財務諸表を通商産業大臣に提出するときは、これに予算の区分に従い作成した当該事業年度の決算報告書を添付し、並びに財務諸表及び決算報告書に關する監事の意見をつけなければならない。

3 公団は、第一項の規定による通商産業大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表を官報に公告し、かつ、各事務所に備えて置かなければならない。

(利益及び損失の処理)

第七十三条 公団は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額のうち政令で定める基準により計算した額を積立金として積み立てなければならない。

2 公団は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

(借入金)

第七十四条 公団は、通商産業大臣の認可を受けて、長期借入金又は短期借入金をすることができる。

2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができない

ときは、その償還することができない金額に限り、通商産業大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。  
(政府の援助)  
第七十五条 政府は、毎年、予算の範囲内において、公団に対し、第四十七条の価格調整金の財源に充てるため、補助金を交付することができる。

2 政府は、公団に対し、長期若しくは短期の資金の貸付けをすることができる。

第七十六条 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律(昭和二十一年法律第二十四号)第三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、公団の債務について、保証契約をすることができる。

(償還計画)  
第七十七条 公団は、毎事業年度、長期借入金の償還計画をたて、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

(余裕金の運用)  
第七十八条 公団は、次の方法による場合を除くほか、業務上の余裕金を運用してはならない。  
一 国債その他通商産業大臣の指定する有価証券の取得  
二 銀行への預金又は郵便貯金(給与及び退職手当の支給の基準)

第七十九条 公団は、その役員及び職員に対する給与及び退職手当の

支給の基準を定め、通商産業大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(通商産業省令への委任)  
第八十条 この法律及びこれに基づく政令に規定するもののほか、公団の財務及び会計に關し必要な事項は、通商産業省令で定める。

第五節 監督  
第八十一条 公団は、通商産業大臣が監督する。  
2 通商産業大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、公団に対して、その業務に關し、監督上必要な命令をすることができる。

(報告及び検査)  
第八十二条 通商産業大臣は、必要があると認めるときは、公団に対して業務及び資産の状況に關し報告をさせ、又はその職員をして公団の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。

第三十三条 第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査に準用する。

第六節 補則  
(大蔵大臣との協議)  
第八十三条 通商産業大臣は、次の場合には、あらかじめ、大蔵大臣と協議しなければならない。  
一 第七十条、第七十四条第一項及び第二項ただし書並びに第七十七条の規定による認可をしよ

うとするとき。

二 第七十二条第一項及び第七十九条の規定による承認をしようとするとき。

三 第七十八条第一号の規定による指定をしようとするとき。

四 第八十条の規定により通商産業省令を定めようとするとき。

第八章 炭鉱補償事業団

第一節 総則

(事業団の目的)

第八十四条 炭鉱補償事業団は、政府の石炭の需給調整措置の実施に伴い石炭の掘採に係る事業を休止し又は廃止するのやむなきに至つた鉱業権者又は租鉱権者の当該事業につき、採掘権等の買収、鉱山労働者に対する救済、鉱害の賠償等の措置を講ずることを目的とする。

(準用)

第八十五条 第四十九条、第五十条、第五十二条、第五十三条、第五十五条及び第六十九条の規定は、事業団に準用する。

第二節 役員及び職員

(役員の種類)

第八十六条 事業団に、役員として、理事長一人、理事六人以内及び監事二人以内を置く。

(役員の種類)

第八十七条 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、通商産業大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

(役員等の秘密保持義務)

第八十八条 事業団の役員若しくは

職員又はこれらの職にあつた者は、その職務に関して知得した秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

(準用)

第八十九条 第五十七条から第六十一条まで及び第六十三条の規定は事業団の役員に、第六十四条及び第六十六条の規定は事業団の役員及び職員に準用する。

第三節 業務

(業務の範囲)

第九十条 事業団は、第八十四条の目的を達成するため、次の業務を行なう。

- 一 採掘権の買収及び保有
- 二 鉱業施設の買収及び保有又は売渡し
- 三 採掘権又は鉱業施設の買収に伴い解雇された鉱山労働者に対する金銭の支払
- 四 買収した採掘権の鉱区に関する鉱害の賠償
- 五 公団からの納付金の受入れ
- 六 前各号の業務に附帯する業務
- 七 前各号に掲げるもののほか、第八十四条の目的を達成するため必要な業務

第九十一条

事業団は、前項第七号に掲げる業務を行なうときは、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

(業務の方法)

第九十一条 事業団は、業務開始の際、業務の方法を定め、通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務の方法には、次の事項

項を定めておかなければならない。

- 一 買収する採掘権及び鉱業施設の評価の基準
- 二 買収代金の支払の時期及び方法
- 三 採掘権又は鉱業施設の買収に伴い解雇された鉱山労働者に対する金銭の支払の時期及び方法
- 四 公団からの納付金の受入れの時期及び方法
- 五 買収した鉱業施設の売渡しの方法

3 通商産業大臣は、第一項の認可をしようとするときは、石炭鉱業安定会議の意見を聞かなければならない。

4 通商産業大臣は、第一項の認可を告示しなければならない。

(事業計画)

第九十二条 事業団は、毎事業年度開始前に、その事業年度の事業計画を作成し、通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(収支予算)

第九十三条 事業団は、毎事業年度開始前に、その事業年度の収支予算を作成し、通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(財産目録等)

第九十四条 事業団は、毎事業年度経過後三月以内に、財産目録、貸借対照表及び損益計算書を作成し、通商産業大臣の承認を受けなければならない。

第九十五条 事業団は、毎事業年度計画後三月以内に、事業報告書を作成し、通商産業大臣に提出しなければならない。

第九十六条 通商産業大臣は、事業団が採掘権者から買収することができ採掘権の基準を定めなければならない。

(買収の基準)

第九十七条 事業団が買収することができる採掘権の基準は、当該採掘権が次の各号の要件を充たすべきことを含まなければならない。

- 一 第四十五条の規定により通商産業大臣が定める公団の石炭の買収価格をもつてしては石炭の生産費を償ふことができないため、当該採掘権に基づく石炭の掘採に係る事業を休止し若しくは廃止するのやむなきに至つており又は至るおそれのあるものであること、当該事業を継続して行なわせるための第四十七条の価格調整金が交付される見込みがないと認められるものであること。
- 二 石炭の鉱床の状態、品位、埋蔵数量その他の自然条件及び立地条件にかんがみ、第四条の基本計画の近代化の目標を達成する見込みがないと認められるものであること。

3 通商産業大臣は、第一項の基準を定めようとするときは、石炭鉱業安定会議の意見を聞かなければならない。

4 事業団は、第一項の基準に従つて当該採掘権を買収するおしならない。

第九十七条 事業団が買収することのできる採掘権者の鉱業施設は、事業団が買収する採掘権に係るものでなければならない。

2 事業団が買収することができる租鉱権者の鉱業施設は、事業団が買収する採掘権の上に設定されていた租鉱権に係るものでなければならない。

第九十八条 事業団は、その買収した採掘権の鉱区又はその買収した鉱業施設に係る租鉱権の租鉱区における石炭の掘採及びこれに附属する選炭その他の業務にその買収の日前三月以上引き続き従事していた鉱山労働者であつて、その買収の日後二月以内に解雇されたものに対し、労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第十二条の平均賃金の六十日分に相当する金額を支払わなければならない。

2 前項の規定による支払の義務は、二年を経過したときは、時効により消滅する。

(未払賃金債務の連帯保証)

第九十九条 事業団は、その買収した採掘権の鉱区又はその買収した鉱業施設に係る租鉱権の鉱区における石炭の掘採及びこれに附属する選炭その他の業務に従事していた鉱山労働者に対しその採掘権者又は租鉱権者が負担する賃金の支払の債務であつて、その買収の日まで弁済期の到来しているものについて、当該買収をした日において債務者たる当該採掘権者又は租鉱権者と連帯して保証したものを

とみなす。

2 事業団は、前項の債務を弁済したときは、主たる債務者たる当該採掘権者又は租鉱権者に対し、主たる債務者の委託を受けて保証をなした場合に準じて求償権を有する。

(鉱害賠償のための積立金)

第百条 事業団は、その買収した採掘権の鉱区に関する鉱害の賠償に要する経費に充てるため、通商産業大臣の認可を受けた方法に従い、積立てをしなければならない。

(納付金)

第百一条 公団は、事業団の業務に必要な経費に充てるため、毎年事業団に納付金を納付しなければならない。

2 前項の納付金の額は、石炭の数量一トンにつき二十円以内において通商産業大臣が定める金額に公団が前年中に買い取つた石炭の数量を乗じて得た金額とする。

3 通商産業大臣は、前項の金額を定めようとするときは、石炭鉱業安定会議の意見を聞かなければならない。

4 通商産業大臣は、第二項の金額を定めるときは、遅滞なく、これを告示しなければならない。

5 政府は、毎年、予算の範囲内において、事業団に対し、その業務に必要な経費に充てるため、補助金を交付することができる。

(資金の借入れ)

第百二条 事業団は、資金の借入れをしようとするときは、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

(資料の提出の請求)

第百三条 事業団は、第九十条第一項第五号に掲げる業務を行なうため必要があるときは、公団に対し、資料の提出を求めることができる。

2 公団は、前項の規定により資料の提出を求められたときは、遅滞なく、これを提出しなければならない。

(鉱業法の適用除外)

第百四条 鉱業法第六十二条の規定は、事業団については、適用しない。

第四節 鉱害賠償に関する

裁定

(裁定の申請)

第百五条 採掘権者又は租鉱権者が事業団に対し第九十六条第一項の基準に適合する採掘権又は第九十七条に規定する鉱業施設の売渡しの申込みをした場合において、その採掘権の鉱区又は鉱業施設に係る租鉱権の租鉱区に関する鉱害の賠償に關して争議が生じたときは、賠償義務者又は被害者は、通商産業省令で定める手続に従い、通商産業局長の裁定を申請することができる。ただし、その鉱害の賠償に關し、確定判決があつたとき、又は訴訟が係属し、若しくは調停手続が行なわれているときは、この限りでない。

第百六条 事業団が保有する採掘権の鉱区に関する鉱害の賠償に關して争議が生じたときは、事業団又は被害者は、通商産業省令で定める手続に従い、通商産業局長の裁定を申請することができる。

2 前条ただし書の規定は、前項の場合に準用する。

(申請の却下)

第百七条 通商産業局長は、第百五条の規定による裁定の申請があつた場合において、申請に係る事実が同条ただし書の場合に該当するに至つたとき、又は採掘権若しくは鉱業施設の売渡しの申込みが取り消され、若しくはその効力を失い、若しくは事業団がその申込みを拒絶したときは、その申請を却下しなければならない。

2 通商産業局長は、前条第一項の規定による裁定の申請があつた場合において、申請に係る事実が同条第二項において準用する第百五条ただし書の場合に該当するに至つたときは、その申請を却下しなければならない。

第百八条 通商産業局長は、前条に定める場合を除くほか、第百五条又は第百六条第一項の規定による裁定の申請があつた場合において、申請に係る事実について裁定前になお当事者間の協議により解決を図ることが適当であると認めるときは、その申請を却下することができる。

(聴聞)

第百九条 通商産業局長は、第百五条又は第百六条第一項の規定による裁定の申請があつたときは、その申請書の副本を他の当事者に交付するとともに、当事者の出頭を求め、公開による聴聞を行なわなければならない。

2 通商産業局長は、前項の聴聞をしようとするときは、その期日の

一週間前までに、事案の要旨並びに聴聞の期日及び場所を当事者に通知し、かつ、これを公示しなければならない。

第五節 監督

(監督)

第百十四条 第八十一条及び第八十二条の規定は、事業団に準用する。

第九章 石炭鉱業安定会議 (設置及び権限)

第百十五条 通商産業省に、石炭鉱業安定会議を置く。

2 石炭鉱業安定会議は、この法律によりその権限に属させられた事項を調査審議するほか、次の事項について調査審議し、通商産業大臣及び関係行政機関の長に対し建議する。

一 基本計画、実施計画及び開発計画の策定に関する事項  
二 石炭資源の開発をすべき地域の指定に関する事項  
三 採掘権又は鉱区の整理統合に関する事項  
四 抗口の開設の許可に関する事項  
五 需給計画の策定に関する事項  
六 公団の石炭の買取数量及び売渡数量の決定に関する事項  
七 公団の石炭の買取価格及び販売価格の決定に関する事項  
八 価格調整金の決定に関する事項

九 公団の石炭の輸出入数量の決定に関する事項  
十 公団の輸入した石炭の販売価格の決定に関する事項  
十一 石炭鉱業における雇用の安定に関する事項  
十二 その他石炭鉱業に関する重要事項

3 関係行政機関は、石炭鉱業安定

会議の意見を聞き、必要に応じて調査審議するほか、次の事項について調査審議し、通商産業大臣及び関係行政機関の長に対し建議する。

一 基本計画、実施計画及び開発計画の策定に関する事項  
二 石炭資源の開発をすべき地域の指定に関する事項  
三 採掘権又は鉱区の整理統合に関する事項  
四 抗口の開設の許可に関する事項  
五 需給計画の策定に関する事項  
六 公団の石炭の買取数量及び売渡数量の決定に関する事項  
七 公団の石炭の買取価格及び販売価格の決定に関する事項  
八 価格調整金の決定に関する事項

九 公団の石炭の輸出入数量の決定に関する事項  
十 公団の輸入した石炭の販売価格の決定に関する事項  
十一 石炭鉱業における雇用の安定に関する事項  
十二 その他石炭鉱業に関する重要事項

会議から要求があつたときは、これに対し、資料の提出及び必要な報告をしなければならない。

(組織)

第百十六條 石炭鉱業安定会議は、委員十七人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者につき、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。

一 鉱業権者及び租鉱権者を代表する者四人以内

二 石炭の消費者を代表する者三人以内

三 石炭の消費者を代表する者三人以内

四 炭鉱所在の地方公共団体を代表する者一人以内

五 学識経験のある者四人以内

3 石炭鉱業安定会議に会長を置き、委員のうちから互選する。

4 会長は、会務を総理し、石炭鉱業安定会議を代表する。

5 石炭鉱業安定会議に、専門委員を置くことができる。

(任期)  
第百十七條 会長及び委員の任期は、二年とする。

(勤務)  
第百十八條 会長、委員及び専門委員は、非常勤とする。

(部会)  
第百十九條 石炭鉱業安定会議に、部会を置くことができる。

2 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

3 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

4 石炭鉱業安定会議は、その定めるところにより、部会の決議を

もつて石炭鉱業安定会議の決議とすることができる。

(政令への委任)

第百二十條 この章に定めるもののほか、石炭鉱業安定会議の組織及び運営に關し必要な事項は、政令で定める。

第十章 雜則

(坑口に関する届出)

第百二十一條 鉱業権者又は租鉱権者は、坑口の使用を停止し、又は廃止したときは、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならぬ。

(業務又は経理に関する報告)

第百二十二條 通商産業大臣は、石炭鉱業の近代化のため特に必要があるとき、鉱業権者又は租鉱権者に対し、業務及び経理の改善に關する報告をすることができる。

(報告の徴収)

第百二十三條 通商産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、鉱業権者又は租鉱権者に対し、その業務又は経理の状況に關し報告をさせることができる。

(立入検査)

第百二十四條 通商産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、鉱業権者又は租鉱権者の事業場、倉庫、事務所又は営業所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 第三十三條第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査に準用する。

(異議の申立て)

第百二十五條 この法律の規定による通商産業大臣の処分に対し不服のある者は、その旨を記載した書面をもつて、通商産業大臣に異議の申立てをすることができる。

第百二十六條 通商産業大臣は、異議の申立てを受理したときは、異議の申立てをした者に対し、相当な期間をおいて予告した上、公開による聴聞を行なわなければならない。

2 前項の予告においては、期日、場所及び事案の内容を示さなければならない。

3 聴聞に際しては、異議の申立てをした者及び利害關係人に対し、その事案について証拠を提示し、意見を述べる機会を与えなければならない。

第百二十七條 通商産業大臣は、前條の聴聞を行なつた後、文書をもつて決定をし、その写しを異議の申立てをした者に送付しなければならない。

第十一章 罰則

第百二十八條 会社の取締役、監査役その他の職員が、その職務に關して、わいろを收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、三年以下の懲役に処する。これによつて不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたときは、五年以下の懲役に処する。

2 前項の場合において、收受したわいろは、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

第百二十九條 次の各号の一に該当する者は、三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第四十二條第二項又は第三項の規定に違反した者

二 前條第一項のわいろを供与し、又はその申込み若しくは約束をした者

2 前項第二号の罪を犯した者が自首したときは、その刑を減軽し、又は免除することができる。

第百三十條 第三十五條の規定による通商産業大臣の許可を受けないで坑口の開設の工事をした者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

第百三十一條 第八十八條の規定に違反して、その職務に關して知得した秘密を漏らし、又は盗用した者は、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

第百三十二條 次の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

一 第十條の規定に違反して第九條第一項の規定により立入りを拒み、又は妨げた者

二 第十四條第一項又は第百二十一条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三 第三十三條第一項又は第八十二條第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ若しくは忌避した者

四 第百二十三條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

五 第百二十四條第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第百三十三條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し第百二十九條第一項、第百三十條、第百三十二條又は前條の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本條の罰金刑を科する。

第百三十四條 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした会社の取締役は、三十万円以下の過料に処する。

一 第十七條第三項の規定に違反して、新株を発行したとき

二 第二十三條の規定に違反して、事業計画、資金計画又は収支予算の認可を受けなかつたとき

三 第二十四條の規定に違反して、財産を譲渡し、担保に供し、又は有償で取得したとき

四 第二十五條第一項の規定に違反して、鉱業権を譲渡し、又は譲り受けたとき

五 第二十五條第三項の規定に違反して、鉱業権を放棄し、又は採掘権に抵当権を設定したとき

六 第二十六條の規定に違反して、社債を募集し、又は資金を借り入れたとき

七 第三十條の規定に違反して、財産目録、貸借対照表、損益計算書若しくは営業報告書を提出せず、又は不実の記載をし

たこれらの書類を提出したとき。

八 第三十一条第二項の規定による命令に違反したとき。

第九百三十五条 第二十二條第二項の規定に違反した場合には、その違反行為をした会社の取締役は、五万円以下の過料に処する。

第九百三十六條 次の各号の一に該当する場合においては、その違反行為をした公団の役員又は職員を三万円以下の過料に処する。

一 この法律により通商産業大臣の認可又は承認を受けなければならぬ場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二 第五十二條第一項の規定による政令に違反して登記すること

を怠つたとき。

三 第六十七條に規定する業務以外の業務を行つたとき。

四 第七十八條の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

五 第八十一条第二項の規定による命令に違反したとき。

第九百三十七條 第十八條又は第五十三條(第八十五條において準用する場合を含む)の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

二 第八十五條において準用する第五十二條第一項の規定による政令に違反して登記することを怠つたとき。

三 第九十條第一項に規定する業務以外の業務を行つたとき。

四 第九十二條第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

附則

1 この法律は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 通商産業大臣は、この法律の施行の日から起算して十年を経過した日以後は、第十三條第一項又は第三十四條第一項の規定に基づく報告をすることができない。

3 第三十五條から第三十八條までの規定は、この法律の施行の日から起算して十年を経過した日における効力を失う。ただし、その日以前にした行為に対する罰則の適用については、その日以後もなおその効力を有する。

4 石炭鉱業合理化臨時措置法(昭和三十年法律第五十六号)は、廃止する。

5 会社、公団及び事業団の設立手続、公団の設立に伴う石炭販売業者に対する措置、石炭鉱業合理化臨時措置法の廃止に伴う石炭鉱業整備事業団の事業団への移行及び職員の引継ぎその他この法律の施行に伴い必要な事項は、別に法律

で定める。

十月五日日本委員会に左の案件を付託された。

一、全国総合開発計画草案に関する請願(第四〇号)

一、全国総合開発計画草案の地域別投資額構成比は正に関する請願(第四一号)

一、福島県大滝根地区のセメント工場設置に伴う工場立地条件の整備充実に関する請願(第一九七号)

第四〇号 昭和三十六年九月二十日受理

請願者 大分県知事 木下郁外 一名

紹介議員 吉田 法晴君

国民所得倍増計画の構想に基づき策定された全国総合開発計画草案は、構想の趣旨が十分織り込まれていないから、本計画の策定にあつては、九州地域の後進性を克服し、経済の均衡ある安定的発展を図るため、(一)県計画・地域計画と全国計画との合理的かつ適切な調整を図ること、(二)特に農業基

本法に基づく農林水産の多角的開発促進について、具体的方策を確立すること、(三)高度の行政力を發揮しうるよう現行の国の開発組織の改善を図ること、(四)民間投資の助長誘導を図るため、開発資金わくの増大並びに融資条件の緩和を図るとともに、地方開発公庫を設置すること、(五)地域格差を是正するため、拠点を選定配置し、具体的に明示すること、(六)地域別構成比を再検討し、過去の実績を上まわるよ

うに改めるとともに、住宅、上下水道等については、人口を加味して全国比を引き上げること、等の実現を期せられたいとの請願。

第四一号 昭和三十六年九月二十日受理

請願者 鹿児島県知事 寺園勝 志外十五名

紹介議員 吉田 法晴君

政府は、昭和三十五年十二月二十七日国民所得倍増計画の構想を立て、さきに答申された国民所得倍増計画と二者を一体として閣議決定し、特に後進性の強い地域の所得格差を是正するための全国総合開発計画を策定するとともに、地域別配分を再検討することを明らかにしたが、昭和三十六年七月五日に発表された草案において、地域分投資構成比中九州分は、期待に反して昭和三十三年から同三十六年の実績をばらかに下まわつてい(実績の約八割)であることは、構想の趣旨を没却したものであつて、納得しがたいから、これを再検討し、過去四箇年の実績平均値を下限として、道路八から十パーセントとあるを十一から十四パーセントに、港湾十三から十六パーセントとあるを十八から二十一パーセントに、鉄道六から七パーセントとあるを八から十一パーセントに改め、先行投資の飛躍的増強を図り、本地域の構造的條件を變更し、所得格差の是正を期せられたいとの請願。

第一九七号 昭和三十六年九月二十八日受理

請願者 福岡県知事 鶴崎多一 外一名

紹介議員 吉田 法晴君

福島県大滝根地区のセメント工場設置に伴う工場立地条件の整備充実に関する請願

請願者 福島県議会議長 山口 一男

紹介議員 石原幹市郎君

福島県田村郡大滝根地区には、推定二十億トンに及ぶ良質な石灰石が埋蔵され、現に鉱業権者磐城セメント株式会社四倉工場においてその一部を採掘搬出しているが、同社においては、同鉱区内に新工場建設の意図を持ち、諸種の調査を行ないつつあるが、本地区は、輸送、電力の需給等にやや難色があるから、他に見るべき工業を持たない低開発地帯である同地方の本工場建設条件の整備充実を図り、もつて地方産業の振興と地域住民の福祉向上に資するため、磐城東線の輸送力の増強、搬送道路の改善、需要電力の確保等につき特段の措置を講ぜられたいとの請願。

十月十二日日本委員会に左の案件を付託された。

一、産炭地振興に関する請願(第二六四号)

一、産炭地振興に関する立法措置等に関する請願(第二六五号)

一、試験研究準備金制度創設に関する請願(第二六六号)

第二六四号 昭和三十六年十月三日受理

請願者 福岡県知事 鶴崎多一 外一名

紹介議員 吉田 法晴君

産炭地振興策の万全を期するため、  
(一)農業関係についても産炭地振興の  
対象として考慮すること、(二)産炭地  
振興のため実施する諸条件の整備(道  
路、港湾、工業用水等)については、  
経費負担を政府において特別に配慮す  
ること、(三)企業導入促進のため不動  
産取得税、固定資産税についても非課  
税もしくは不均一課税を実施した場  
合、地方交付税法上の特別措置及び租  
税特別措置法上の特別措置をうける該  
当団体については、政令をもつて別途  
指定の措置がとられることとなつてい  
るが、この場合指定基準を厳にするこ  
とは条件的に不利な産炭地への企業導  
入の大きな障害となることが考えられ  
るから、このようなことのないよう十  
分配意すること、(四)産炭地に企業を  
導入する場合、現行制度としてはなん  
ら具体的措置がなく、産炭地域の工場  
立地条件はきわめて悪いため、これが  
目的達成は不可能に近いから、諸外国  
の例にならば工場配置法を制定し、当  
該地域に企業導入が可能となるよう積  
極的法制措置をとること、(五)企業導  
入のためには並行して中小企業の下請  
体勢の確立が不可欠であるから、これ  
が機種転換及び市場転換をするため長  
期低利の資金制度並びに損失償還の制  
度について考慮すること、等の表現を  
図りたいとの請願。

第二六五号 昭和三十六年十月三  
日受理  
産炭地振興に関する立法措置等に関す  
る請願  
請願者 福岡県田川市長 坂田  
九十百

紹介議員 吉田 法晴君

石炭を産出する地域の抜本的振興を図  
るため、産炭地振興法、工場の適正配  
置に関する法律等一連の立法措置を早  
急に講ぜられたいとの請願。

第二六六号 昭和三十六年十月三  
日受理  
試験研究準備金制度創設に関する請願  
請願者 東京都杉並区東田町一  
ノ二二 倉田主税

紹介議員 吉田 法晴君

技術革新の形勢からみて企業における  
研究活動が、わが国の科学技術水準の  
向上と産業の維持発展上必要の案件と  
なりつつある実情にかんがみ、企業にお  
ける試験研究の安定及び拡大を図るた  
めには、試験研究準備金制度を創設す  
ることは絶対不可欠の急務であると考  
えられる。政府においても、十年後を  
目標とする科学技術振興の総合的基  
本方策について、科学技術会議に諮問  
し、昨三十五年十月同会議から答申が  
なされているが、同答申においても、  
「わが国産業が先進国との競争にたえ、  
輸出貿易において大いに進出する力を  
持つためには、とくに民間における研  
究活動をおう盛にして独創的な新技術  
の開発を行なわなければならないので  
あるが、その重要性にかんがみ、国は  
これに対して積極的に援助すべきであ  
る」とし、税制上特別の措置をとる必  
要がある旨が強調されているほどであ  
るから、試験研究準備金制度創設に特  
段の配慮をせられたいとの請願。

十月十三日本委員会に左の案件を付託  
された。

一、自転車競技法の一部を改正する  
法律の一部を改正する法律案(予

備審査のための付託は九月二十五  
日)  
一、小型自動車競走法の一部を改正  
する法律の一部を改正する法律案  
(同)

昭和三十六年十月二十一日印刷

昭和三十六年十月二十三日發行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局